

インボイス制度に関するお知らせとお願い

2023年10月より、複数税率に対応した消費税を納税する仕組みとして「適格請求書保存方式（インボイス制度）」が施行されます。これに伴い、会員の皆さまも以下の内容についてご理解とご協力をお願いいたします。インボイス制度については、国税庁ホームページなどから詳しい情報をご確認いただけます。



エコロ・インターナショナルでのインボイス制度の取り扱い

当社では、2023年10月度から発生するボーナスから右表の通り、消費税分を段階的に控除させていただきます。
今後のサービス維持のため、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

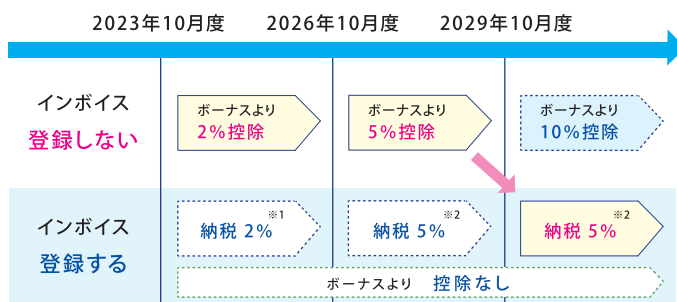
期 間	ボーナスからの控除割合
2023年10月度～2026年9月度	2%
2026年10月度～2029年9月度	5%
2029年10月度～	10%

基本的に、2期前（今現在を基準とすると2021年1月1日～12月31日の期間）のボーナス等の事業収入金額が①1,000万円以下②1,000万円超で対応が異なりますので、ご自身の事業所得をご確認の上、該当箇所をご覧ください。ボーナス等の事業収入がない方は、インボイス制度に関する手続き等は必要ありません。詳細につきましては当社以外の事業収入がある場合も含め、税務署もしくは税理士までご相談ください。

① 事業収入が年間1,000万円以下の方【免税事業者】

現時点では手続きは不要です。

ただし、2029年8月末までにはインボイス発行事業者登録をお勧めします。
なお、それまでの期間は右記のスケジュールでボーナス発生金額から消費税分を段階的に控除させていただきます。



(※1 小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)の場合) (※2 ボーナス収入のみ、消費税簡易課税制度の場合)

② 事業収入が年間1,000万円超の方【課税事業者】

2023年9月末までにインボイス発行事業者登録番号を取得し、当社に申請ください。登録番号を登録されない場合は、右記スケジュールにて、ボーナス発生金額より消費税分を段階的に控除させていただきます。ご自身で納税されていても、当社に登録がない場合は控除対象となり、追加の費用負担となりますので、ご注意ください。

